

○工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更について

令和2年4月28日 2農振第270号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年4月20日付け2予第185号大臣官房参事官（経理）通知）（以下「4月20日通知」という。）のとおり通知されているところであるが、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）に関し、別途通知を行うまでの間の設計変更に係る取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を受注者の意に反して推奨することを趣旨とするものではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、引き続き4月20日通知に基づき適切に措置するとともに、必要に応じて請負代金額の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応されたい。

記

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこととする。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、請負代金額の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うこととする。

設計変更の対象となる感染拡大防止対策に係る費用（例）

<共通仮設関係費用>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※ いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理関係費用>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※ いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、上記に掲げる費用については、「一括計上価格」に計上すること。
また、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。
疑義がある場合には、農村振興局整備部設計課施工企画調整室へ照会されたい。